

大垣市人権施策推進指針 令和5年度の方針・計画

1 基本方針について

(1) 国・県の動向

国は、平成12年12月に人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、必要な措置を定めることにより人権の擁護に資することを目的とした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」を施行するとともに、平成14年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定、平成23年4月に一部変更し、人権教育及び啓発を総合的に進めるための施策に取り組んでいます。

また、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、同年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、同年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、人権問題に関わる法律の整備が図られました。さらに、近年注目されている性的マイノリティの人権擁護のため、令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

一方、地方公共団体においても、「人権教育・啓発推進法」第5条に、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有するとされています。岐阜県においては、令和5年3月に「岐阜県人権施策推進指針（第四次改定）」を策定し、令和5年度から5年間で推進期間として、県民との協働により、「県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現」に向けた人権施策を推進しています。

また、岐阜県は、パートナーシップ宣誓制度の導入を進めており、現在実施中のパブリックコメントを経て、令和5年中の開始を目指しています。

(2) 令和5年度の本市の基本方針

令和5年度の基本方針

本市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき、平成20年3月に「大垣市人権施策推進指針」を策定し、令和4年度までに、2回の改定を経て、人権尊重社会の実現に向けた様々な施策に取り組んできました。

この指針については、前回改定から5年の推進期間を終了したことから、社会環境の急激な変化に伴う人権問題の多様化・複雑化といった現在の状況を踏まえ、「人権に関する市民意識調査」やパブリックコメントにより市民の皆さんの人権に関する意識を反映させ、また「大垣市人権のまちづくり懇話会」の提言を受けながら、人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、令和4年度末に3回目の改定をしました。

本市のこれまでの人権施策を継続し発展させるため、「大垣市人権施策推進指針（第三次改定版）」を踏まえ、次のことに取り組みます。

- ① 市民一人ひとりが人権尊重の重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにするための啓発の実施
- ② 学校をはじめ、家庭、地域、職場など様々な場における人権教育の推進
- ③ 人権に関わりの深い市職員・教員などに対する人権教育・啓発の実施により、「人権感覚の醸成」を図ります。
- ④ 市民一人ひとりが抱える悩みや問題について、相談できる機関の情報提供
- ⑤ 多様化・複雑化する各分野別人権課題について、関係機関との連携を図ることで、人権施策を総合的・効果的に推進します。

啓発活動

- ・人権 Letter の掲載内容の充実と関心を高めるための紙面づくり
- ・広報紙のコラム掲載で正しい知識を得ることができる情報の提供
- ・各種情報媒体を活用した、積極的な相談機関等の情報の提供

教育・研修

- ・人権に関わりの深い市職員・教員に対する各種研修内容の充実
- ・学校教育及び社会教育における人権・同和教育の充実

2 令和5年度の取組（計画）について

(1) 全庁的な取組

- ① 定例部長会議、定例連絡会議、職場会議における研修の実施及び市職員の研修会への参加
- ② 市が発送する封筒や市が発行するパンフレット等に人権に関する標語等を掲載することによる市民等への啓発
(指定管理者や市の外郭団体が発行する機関誌等に、人権に関する記事や標語の掲載を依頼することによる市民への啓発を含む。)
- ③ 事務処理において、個人情報保護法等に基づくとともに、事務の目的達成に必要な最小限の範囲で、人権に配慮した個人情報の取扱いの実施

(2) 人権擁護啓発標語

人権擁護推進事業の常時啓発活動として、人権擁護啓発標語をパンフレット等に印刷し、市民等への啓発に努めているところであるが、令和5年度は、法務省が定める次の標語を本市の人権擁護啓発標語として重点的に使用する。

－ 法務省 人権啓発キャッチコピー －

「誰か」のこと じゃない。

いじめや体罰・虐待など、子どもが被害者となる事案が後を絶ちません。子どもの人権をめぐる状況は一層深刻化しています。こうした悩みを抱える子どもの声をすくい上げ、必要な支援を行うことで、社会全体がその健やかな成長を後押ししていかなければなりません。引き続き、子どもの人権擁護のための啓発活動にしっかりと取り組みます。

大きな社会問題であるインターネット上での誹謗中傷や、差別を助長するような情報の発信は、深刻な被害を招きかねないものです。携帯電話会社等と連携した人権教室の実施や、SNS事業者等と連携した啓発サイトの活用などにより、インターネット利用のルールとマナーに関する効果的な啓発活動を行います。

マイノリティに対する偏見・差別の解消も、引き続き取り組むべき重要な課題です。多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現を目指し、工夫を凝らした啓発活動に取り組みます。

このように、様々な人権課題が依然として存在していますが、これらは決して、自分以外の「誰かのこと」、「自分には関係のないこと」ではありません。法務省の人権擁護機関では、本年度も、人権問題を自分や自分の身近な人の問題として捉え、互いに人権を尊重し合うことの大切さを認識し、他人の人権にも配慮した行動をとることができるよう、「『誰か』のこと じゃない。」を啓発活動重点目標に掲げ、受け手を意識した啓発内容の工夫や、SNSを含むインターネットの積極的な活用、企業による人権尊重への取組に対する支援など、各種啓発活動を幅広く、効果的に展開します。

(3) 啓発活動強調事項

法務省は、令和5年度の啓発活動強調事項を次のとおり定めており、本市においても、これらの人権課題の解消に向けた施策を推進する。

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) こどもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 部落差別（同和問題）を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- (9) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (11) 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- (12) インターネット上の人権侵害をなくそう
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (15) 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

※下線のある強調事項は昨年度から表現の変更あり